

2. 鉄道交通の安全

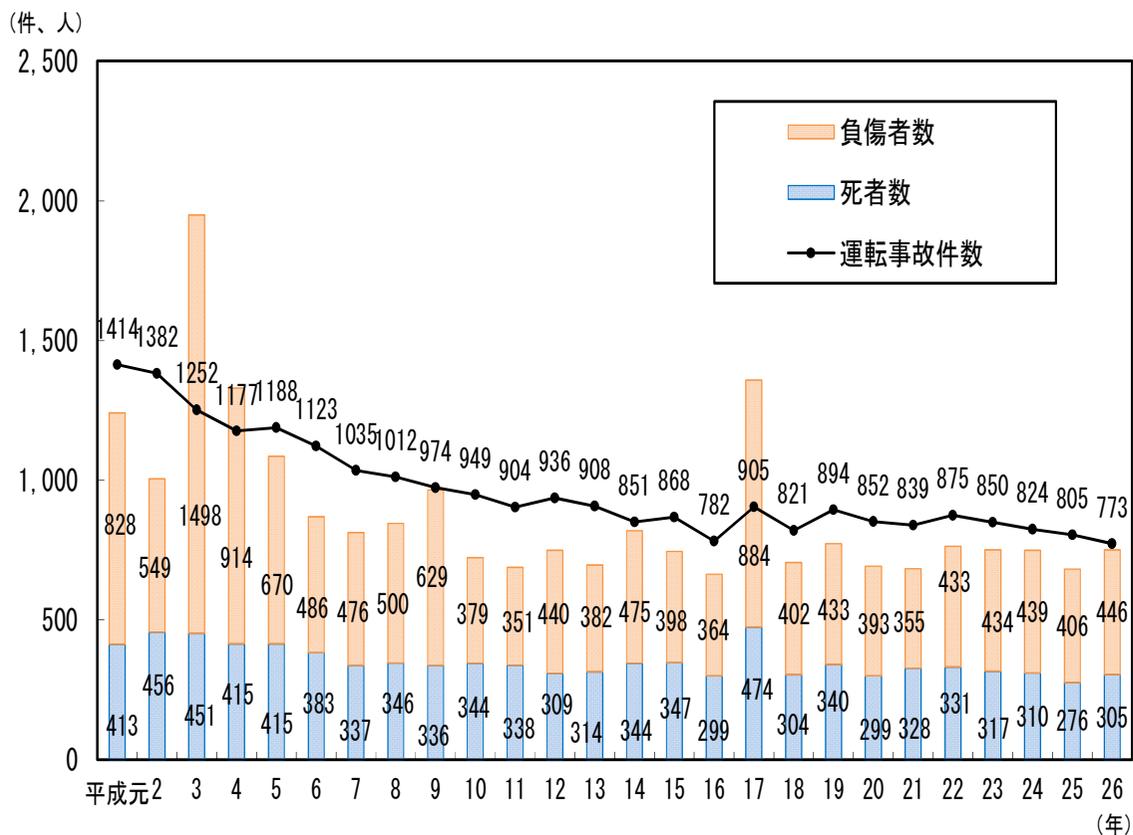
鉄道運転事故の発生状況

○運転事故件数及び死傷者数の推移

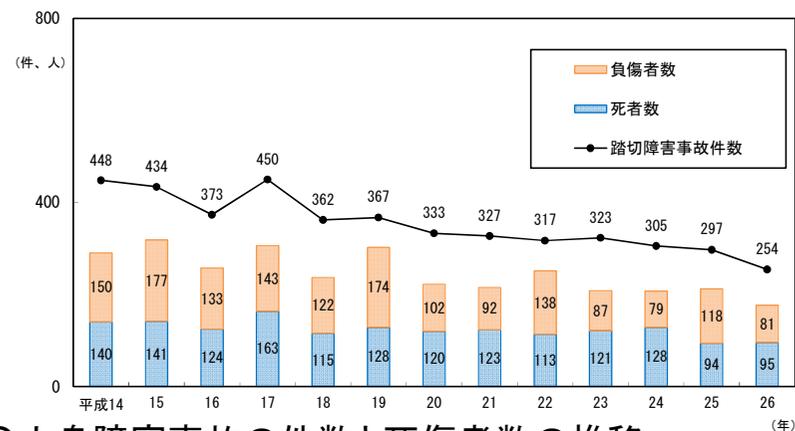
鉄道運転事故は、長期的に減少傾向にあり、平成26年は、773件。

なお、平成18年以降、乗客の死亡事故は発生していません。

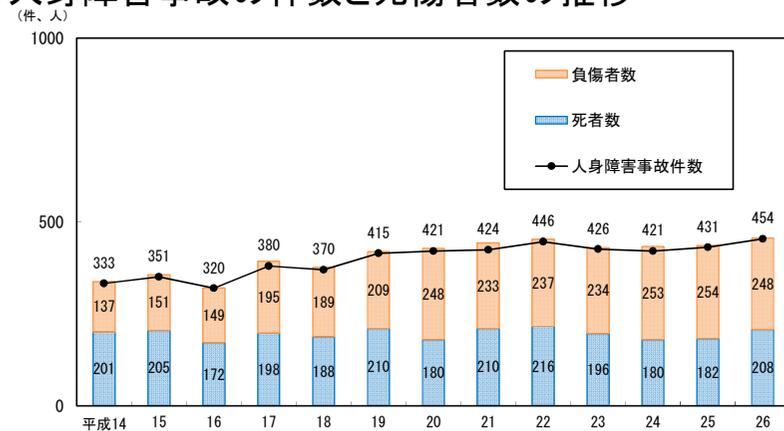
運転事故の件数及び死傷者数の推移



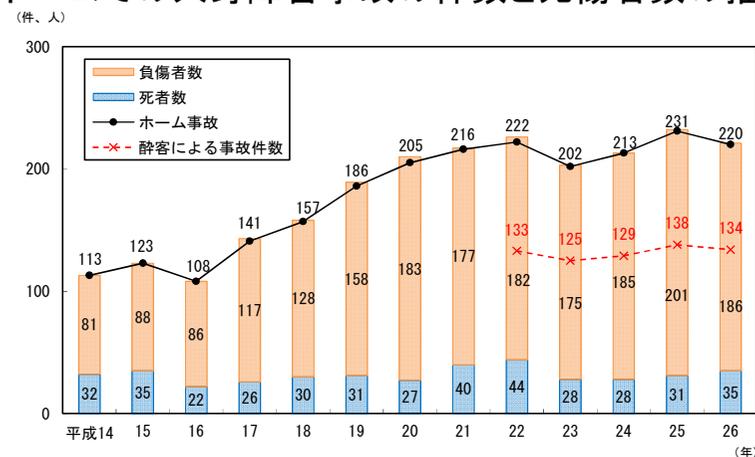
○踏切事故の件数と死傷者数の推移



○人身障害事故の件数と死傷者数の推移



○ホームでの人身障害事故の件数と死傷者数の推移



鉄道交通の安全に関する知識の普及

利用者向け手引き等の公表及び事故防止キャンペーン

- 運転事故の多くは、ホーム上での列車等と接触、ホームから転落して列車等と接触、踏切道の無理な横断、線路内立入りを原因とするなど、鉄道事業者以外に起因**しており、事故等の防止にあたっては、鉄道事業者による安全対策の充実に加えて、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等の協力が不可欠である。
- このため、「**鉄道の安全利用に関する手引き**」を公表し、鉄道利用者等の理解と協力を求めている。(平成22年3月・<http://www.mlit.go.jp/common/000128837.pdf>)
- また、児童に対する鉄道の安全利用などの教育を効果的に行うため、「**児童を対象とする鉄道利用に係る安全教育の調査報告書**」を取りまとめるとともに、映像コンテンツ等の教材を公表している。(平成23年3月・http://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk8_000013.html)
- 春・秋の全国交通安全運動**期間中に、国土省、鉄道事業者等により、踏切事故防止に関するチラシの配布やホームでの事故防止に関する駅・車内での注意喚起放送等の取り組みを実施している。
- ホームでの接触事故については、非常停止押しボタン等の整備を推進してきたが、**首都圏ではホームでの接触事故が依然高水準である(特に酔客にかかる事故が約6割)**。これらの事故を防止するためには、利用者に対する注意喚起などの取り組みを、首都圏の鉄道事業者が一体となって継続的に行うことが効果的である。このため、平成22年度から、**首都圏の鉄道事業者が協同して「プラットフォーム事故0運動」**を実施し、ポスターの掲出(平成26年度については24社局・国土省後援)等の取り組みを行っている。
- 国土省、関係自治体、鉄道事業者、警察等により、安全で円滑な踏切道の通行を確保することを目的に**踏切事故防止キャンペーン**を実施している。

全国交通安全運動

取組概要

春・秋の全国交通安全運動期間中に、踏切通行者への踏切事故防止に関するチラシ配布等の実施、駅利用者へのホームでの人身事故防止に関する駅・車内での注意喚起放送などによる啓発活動を実施。

参加団体

- ・鉄道事業者
- ・国土交通省
- ・日本民営鉄道協会(協賛) 等

プラットフォーム事故0運動

取組概要

鉄道利用者に対して、プラットフォーム上での列車との接触などを注意喚起するほか、危険を感じたときには非常停止押しボタンを押してもらうことを目的に、首都圏の鉄道事業者が一体となって、共通ポスターの掲出や駅・車内での注意喚起放送などを実施。

参加団体

- ・首都圏の鉄道事業者(24社局)
- ・関東鉄道協会(協賛)
- ・国土交通省(後援)



踏切事故防止キャンペーン

取組概要

踏切道を通る歩行者及び自動車の運転者等に対して、踏切道の通行に際しての安全意識の高揚を図り、かつ、その継続的な実施を促すことによって、安全で円滑な踏切道の通行を確保することを目的に、踏切道の安全通行や踏切事故防止に関する知識の普及のためのキャンペーンを実施。

参加団体

- ・鉄道事業者
- ・国土交通省
- ・関係自治体
- ・警察 等



鉄道輸送の安全確保に係る保安監査の体制強化

平成26年度に実施した保安監査のあり方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する。

JR北海道問題

- JR貨物の列車脱線事故でJR北海道が基準値を超える軌道変位を補修せず放置していたことが判明
- さらに、脱線事故直後のものを含め、検査データ改ざんが10現場で行われていたことが判明
- 国交省は3回にわたる特別保安監査を実施し、平成26年1月24日にJR北海道に対し事業改善命令等の行政処分を発出

教訓を踏まえて

保安監査のあり方の見直し

従来の監査体制

課題

- 現状として、過去の監査結果、事故の発生状況等を体系的に分析する体制がない
- 年度計画による「計画保安監査」は、定点監査となるので、安全性が低下してきている状況の早期発見が困難
- 現在の監査体制では、監査件数の増加やサンプル数の増加は困難

見直しの検討結果に基づき

今後の監査体制

監査体制の強化

- 過去の監査結果、事故の発生状況等から事業者の体質等の体系的分析の実施
- 体系的分析結果に基づく効果的な監査方針等の作成
- トラブルの発生状況や列車の運行状況に応じたメリハリの効いたより効果的な監査の実施
 - ・重大な事故等に至る前の部内原因のトラブルの多発や同種トラブルの発生等を契機として、着眼したトラブル等の発生原因や背後要因に関する機動的な監査の実施
 - ・出来るだけ多くの現場に入る、サンプル数を増やす、基データに溯って照合する、一般職員クラスから個別に聞き取るといった現場に即した監査の実施

踏切道において講じようとする施策について

○踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

連続立体交差事業の例



<高架化前>



<高架化後>

構造改良事業(歩道拡幅)の例



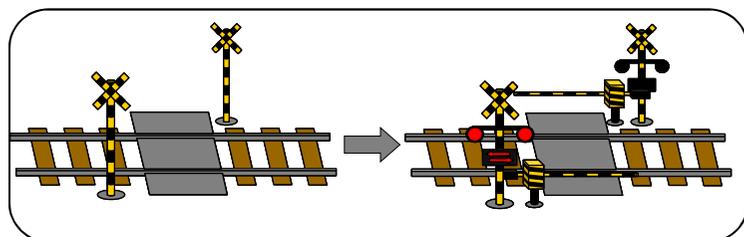
<歩道拡幅前>



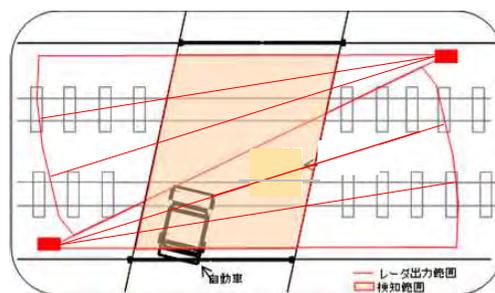
<歩道拡幅後>

○踏切保安設備の整備の促進

踏切保安設備の整備の例



<遮断機の設置>



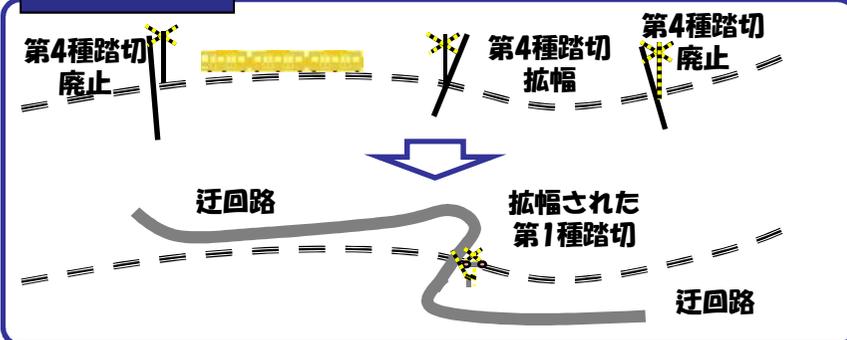
<検知能力の高い障害物検知装置>



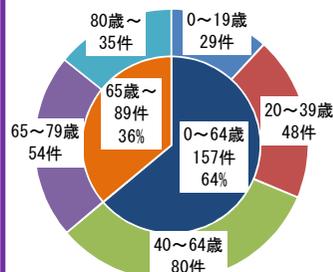
<全方位型警報装置>

○踏切道の統廃合の促進

統廃合の例



歩行者(高齢者等)対策の例



年齢別の踏切事故件数 (平成26年)



非常押しボタン操作等の周知徹底の例



非常押しボタンの見やすい表示の例